

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険の資格管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三朝町は、国民健康保険の資格管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

三朝町長

公表日

平成29年6月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険の資格管理に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法等の規定に則り 資格の管理・保険証の発行、所得資産の管理・保険税の賦課、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認</p> <p>国保情報集約システムに係る国保連合会との関係 ①鳥取県内で転居した場合の被保険者資格を継続するため、国保情報集約システムを使用して、被保険者情報を三朝町と鳥取県国保連合会間で送受信する。 ②高額療養費支給時の多数該当判定が鳥取県内転居の場合に継続されるため、転入・転出時の該当情報を国保情報集約システムを使用して送受信する。</p>
③システムの名称	<p>国民健康保険(資格)システム 被保険者マスタ作成システム 国保情報集約システム 次期国保総合システム</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
<p>国保資格ファイル 国保負担区分ファイル 宛名情報ファイル 資格情報(個人)ファイル</p>	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第16、30項 並びに内閣府・総務省令第16条、第24条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報の照会】 番号法第19条7号、別表第二の第42、44項 並びに内閣府・総務省令第25条、第26条 【情報の提供】 番号法第19条7号、別表第二の第42項 並びに内閣府・総務省令第25条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	①町民税務課 ②子育て健康課
②所属長	①町民税務課長 ②子育て健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	三朝町(子育て健康課) 〒682-0195 鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬999-2
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	0858-43-3520

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年1月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年1月10日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

